

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン追加修正箇所一覧

修正後のページ	修正前のページ	追加修正内容
22	22	生活機能の強化の協定項目「産業振興」の後に「その他」を追加し、協定に基づく具体的な取組として2項目追加した。結びつきやネットワークの強化の協定項目「地域公共交通」の具体的な取組のうち、2項目目の「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定事業」を「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定及び実施事業」に改めた。
45～47	-	新たに、その他分野として消費生活相談窓口の体制整備に関する「取組の概要」、「具体的な事業」についての記述を追加した。
50	47	具体的な事業「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定事業」を「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定及び実施事業」に改め、内容及び役割分担にそれぞれ「計画に基づく事業を実施」を追加した。また、活用を想定する補助制度等の欄に「定住自立圏構想推進基金(平成23年度)」を追加した。更に関係市町の事業費負担の基本的な考え方に2項目目を追加した。具体的な事業「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画実証実験(運行・利用促進)事業」の活用を想定する補助制度等の欄に記載の定住自立圏構想推進基金の後に「(平成23年度)」を追加した。
64	61	(1)生活機能の強化に関連する主な検討課題の【環境】の次に記載していた「【消費生活】①消費生活相談業務の共同化」を削除した。
66	63	政策分野「e環境」の次に「pその他」を追加し、協定項目及び協定に基づく具体的な取組について記載した。
67	64	政策分野「f地域公共交通」の協定に基づく具体的な取組のうち、2項目目の「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定事業」を「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定及び実施事業」に改めた。
69	66	平成24年1月1日以降の取組の経過を追加した。 (実際の年月日とします)
裏ページ		修正年月日の追加した。(公表した年月日とします)

発進！とっとり中部

～絆と自立、癒しと活力を育む圏域～

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン



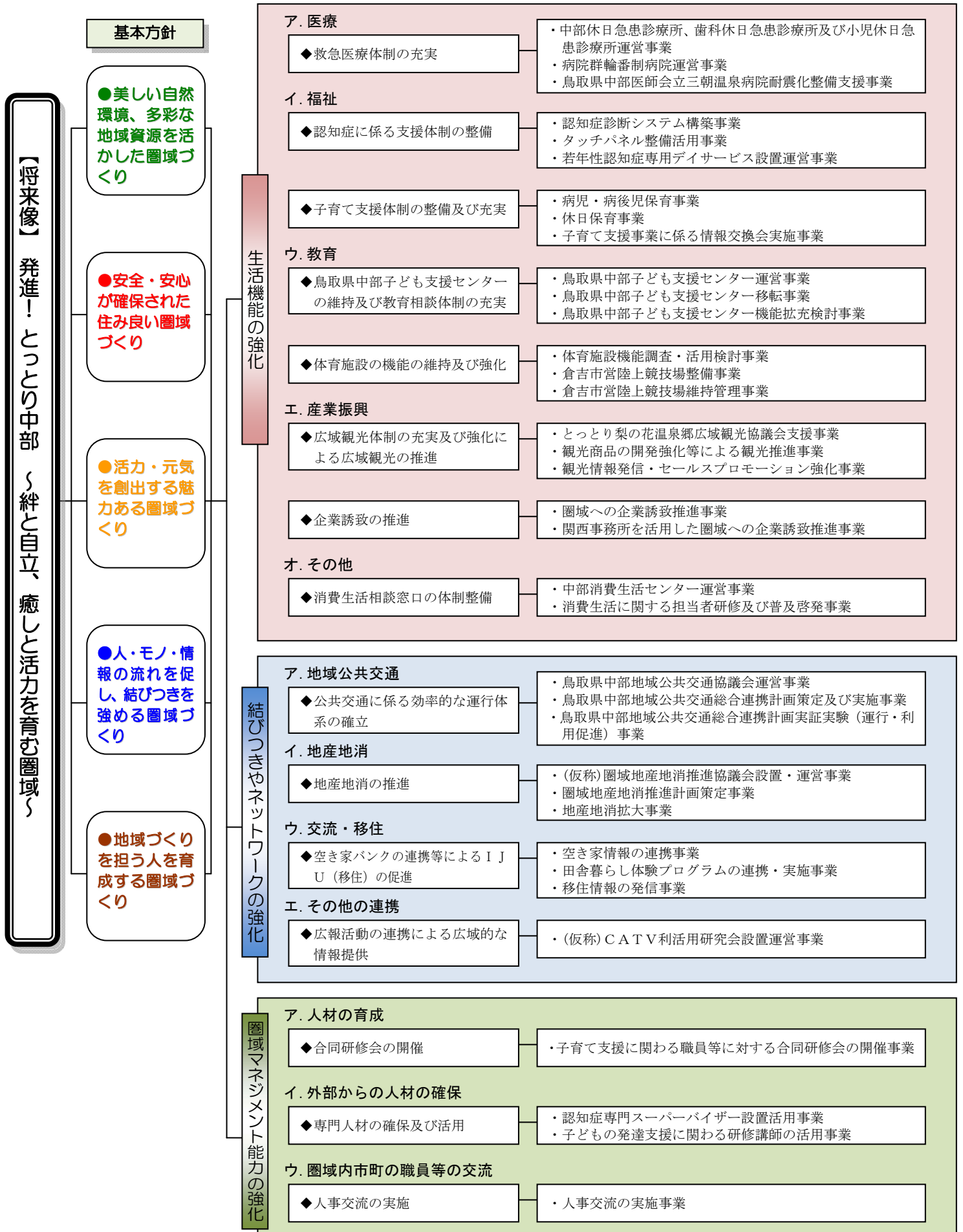
平成 23 年 3 月 14 日
鳥取県 倉吉市

目次

第1章 はじめに	1
1 ビジョンの目的	1
2 定住自立圏の名称及び構成市町	1
3 ビジョンの期間	2
4 ビジョンの進行管理	2
第2章 圏域の概況	3
1 地勢	3
2 土地利用・自然環境	3
3 人口・世帯	4
4 医療	9
5 福祉	9
6 教育	10
7 産業振興	10
8 地域公共交通・道路ネットワーク	11
9 地産地消	12
10 移住・交流	13
11 情報・広報	13
12 人材	13
第3章 圏域の課題と可能性	14
1 圏域の課題	14
2 圏域の可能性	17
第4章 圏域の将来像	19
1 圏域の将来像	19
2 圏域づくりの基本方針	20
第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組	22
1 生活機能の強化	23
2 結びつきやネットワークの強化	48
3 圏域マネジメント能力の強化	59
第6章 今後の検討課題	63
付属資料	69

第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組

■ 全体像(体系図)



◆ 消費生活相談窓口の体制整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

高度情報通信社会や技術革新・規制緩和・国際化等の進展により、消費生活の取引方法が複雑化・多様化し、消費者と事業者間における情報の格差はますます拡大しています。

このため、判断力が十分ではない若年者や高齢者、障がい者などを狙う悪質商法が社会問題化しております。特に近年では、携帯電話やインターネットの普及などにより、自宅で手軽に商品や役務を購入できるなど利便性の向上が図られた一方で、ワンクリック詐欺¹や有料サイトに係る不当請求などのITトラブルが増加しています。

これらの消費者トラブルによる被害の未然防止及び被害の拡大防止に対応するため、平成21年3月に「鳥取県消費者行政活性化計画」が策定され、平成24年3月までに県内全市町村に消費生活相談窓口を開設し、相談体制の整備・充実を図っていくこととされました。

しかしながら、平成21年9月の消費者安全法の施行により、消費生活相談業務等が基本的に市町村の業務と位置づけられ、市町村と鳥取県との役割分担化が図られた結果、平成23年度末をもって鳥取県は中部消費生活センターを廃止することとされました。一方、本圏域においては、各市町単独で高度な事案を処理できる専門相談員の人材確保等が困難な現状にあります。

【取組の方針】

各市町においては、単独で高度な事案を処理できる専門相談員を確保することが困難なため、圏域の各市町が共同して専門相談員を確保することで、高度な事案の処理を一元的に行います。

あわせて、各市町では輪番制により相談員が活用できるなど相談業務の共同化と効率化を図るとともに、最新の相談事例などの紹介や悪徳商法への対処法等についての啓発活動を行います。



(参考1)

ワンクリック詐欺とは携帯電話やパソコンに届いた広告メールや架空請求メールを開き、認証ボタンや画像、その他リンクなどをクリックしただけで勝手に入会登録させられ利用料金を請求されるトラブル。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとともに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。
倉吉市(甲)の役割	①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	消費生活相談窓口の利用者数(各市町の消費生活に関する窓口相談件数含む)
----	-------------------------------------

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標	実績（人）	—	—				

(2) 具体的な事業

事業名	中部消費生活センター運営事業						
内容	消費生活相談に関し、高度な事案を処理できる専門相談員及び窓口を確保するため、鳥取中部ふるさと広域連合と連携して中部消費生活センターを維持します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画及び連絡調整を行います。 事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画を行います。 事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
概算事業費	年度別(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		—	—	4,219	7,101	7,284	18,604
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	消費生活相談窓口の維持						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、施設設置に必要な施設、設備等の整備及び運営に対する費用の一部を負担します。 なお、関係市町の負担額は、人口、相談件数等で按分することとし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 							

事業名	消費生活に関する担当者研修及び啓発事業						
内容	消費生活相談に関し、業務に携わる担当者研修及び消費者トラブルの未然防止と被害の拡大防止のため、中部消費生活センターと連携して、圏域住民への啓発活動を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画及び連絡調整を行います。 圏域住民を対象とした啓発を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画を行います。 圏域住民を対象とした啓発を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		—	—	3,100	3,100	3,100	9,300
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	担当者研修						
	啓発事業						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
地域消費者行政活性化交付金(10/10)平成24年度のみ							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 							

事業名	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定及び実施事業						
内容	個別の路線の利用状況や地域住民のニーズの調査を行い、圏域の住民にとって、真に必要な利用される路線の設定など、中部圏域における今後の公共交通のあり方、方針を明確にするため、公共交通ネットワークの再編計画などを柱とした「公共交通総合連携計画」を策定し、計画に基づく事業を実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域の公共交通の関係者で構成する鳥取県中部地域公共交通協議会を設置し、平成 22 年度中に「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」を策定します。 鳥取県中部地域公共交通協議会の事務局を担い、関係町と計画策定に必要な調整を行います。 計画に基づく必要な事業を実施します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部地域公共交通協議会に参加するとともに、当該協議会の運営及び鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の策定に必要な協力を行います。 計画に基づく必要な事業を実施します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
		14,805	4,358	(必要に応じ関係市町で内容及び事業費を決定します。)			19,163
実施期間	取組内容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	備考
	計画策定調査の実施	→					
	計画の実施					→	
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金 (定額：上限 2,000 万円) 定住自立圏構想推進基金 (平成 23 年度)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の策定に必要な費用を負担します。 倉吉市と関係町は、鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の実施に必要な費用を負担します。なお、各年度の関係市町の負担割合は、その都度、関係市町で協議します。 							

事業名	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画実証実験 (運行・利用促進) 事業						
内容	平成 22 年度に策定する「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」の次年度以降の実証実験計画に基づき、鳥取県中部地域公共交通協議会を事業主体として実証実験を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部地域公共交通協議会の事務局として、実証実験計画に基づく取組を推進します。 					
	湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部地域公共交通協議会の構成員として、実証実験計画に基づく取組に協力します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
		(鳥取県中部地域公共交通総合連携計画で実証実験の内容及び事業費を決定します。)					
実施期間	取組内容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	備考
	実証実験の実施				→		
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
定住自立圏構想推進基金 (平成 23 年度)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、実証実験に必要な費用を負担します。 なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 							

(2) 結びつきやネットワークの強化に関連する主な検討課題

【地域公共交通】

- ① 交通ネットワーク体制の整備・充実
.....移動しやすい交通体制の整備、高齢者の移動手段の確保 等

【ICTインフラ整備】

- ① ICT利活用の推進
.....圏域情報の発信力の強化、ICTの利活用による生活支援の充実 等

【道路ネットワーク】

- ① 道路ネットワークの構築
.....道路整備の促進 等

【交流・移住促進】

- ① 交流による賑わいの創出づくり
.....交流の場や機会の提供 等

【その他の連携】

- ① 圏域情報の発信
.....年代に応じた情報提供手段の確保・充実 等

(3) 圏域マネジメント能力の強化に関連する主な検討課題

【その他の連携】

- ① 圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上
.....各地域の生活課題の把握、若者と地域の絆づくり 等

定住自立圏構想推進要綱
(政策分野)
※総務省制定

定住自立圏形成協定
(協定項目)

定住自立圏共生ビジョン
(協定に基づく具体的な取組)

1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。
2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。

実施主体	進捗状況		
	a. 市町単独	b. 連携 c. 広域連合	
c. 教育	◆鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	○	事業予定・実施
	◆体育施設の機能の維持及び強化	○	事業予定・実施
	c-① 体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進	○	事業予定・実施
d. 産業振興	◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進	○	事業予定・実施
	◆企業誘致の推進	○	事業予定・実施
	d-① 産業基盤の強化・充実	○	事業予定・実施
e. 環境	e-① 環境保全の推進	○	事業予定・実施
	◆消費生活相談窓口の体制整備	○	事業予定・実施
p. その他	◆鳥取県中部子ども支援センター運営事業	○	事業予定・実施
	◆鳥取県中部子ども支援センター移転事業	○	事業予定・実施
	◆鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業	○	事業予定・実施
c. 教育	◆体育施設機能調査・活用検討事業	○	事業予定・実施
	◆倉吉市宮内上競技場整備事業	○	事業予定・実施
	◆倉吉市宮内上競技場維持管理事業	○	事業予定・実施
c. 教育	◆その他の体育施設の整備・改修による機能の維持	○	事業予定・実施
	◆体育施設の利用環境の改善(利用料の統一等)	○	事業予定・実施
	◆各種生涯学習施設の機能調査・利用促進の検討	○	事業予定・実施
c. 教育	◆各種生涯学習施設の整備・改修による機能の維持	○	事業予定・実施
	◆家庭教育の啓発	○	事業予定・実施
	◆学校の適正規模の検討・見直し	○	事業予定・実施
c. 教育	◆地域における社会教育の推進(福祉分野等)	○	事業予定・実施
	◆とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会支援事業	○	事業予定・実施
	◆観光商品の開発強化等による観光推進事業	○	事業予定・実施
d. 産業振興	◆情報発信・セールスプロモーションの強化事業	○	事業予定・実施
	◆圏域への企業誘致推進事業	○	事業予定・実施
	◆関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業	○	事業予定・実施
d. 産業振興	◆第一次産業の後継者の育成	○	事業予定・実施
	◆収益性のある農業体制の確立(一次加工等の取組)	○	事業予定・実施
	◆6次産業の創出等による地場産業の育成	○	事業予定・実施
d. 産業振興	◆既存企業等への育成支援策の充実	○	事業予定・実施
	◆商店街・市街地の活性化(空き店舗等の活用促進等)	○	事業予定・実施
	◆医療・福祉産業の育成	○	事業予定・実施
d. 産業振興	◆物販等のセールスプロモーションの強化	○	事業予定・実施
	◆若者に対する就労支援の取組	○	事業予定・実施
	◆自然環境の保護・保全	○	事業予定・実施
e. 環境	◆低炭素社会の構築(カーボン・オフセット等の取組)	○	事業予定・実施
	◆地域ぐるみによる環境関連活動の推進	○	事業予定・実施
	◆中部消費生活センター運営事業	○	事業予定・実施
p. その他	◆消費生活に関する担当者研修及び啓発事業	○	事業予定・実施

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】
①検討中
②事業予定・実施
③完了
④保留
⑤廃止

ア. 生活機能の強化

定住自立圏構想推進要綱
(政策分野)

※総務省制定

定住自立圏形成協定
(協定項目)

1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。

定住自立圏共生ビジョン
(協定に基づく具体的な取組)

2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。

定住自立圏構想推進要綱 (政策分野)	定住自立圏形成協定 (協定項目)	定住自立圏共生ビジョン (協定に基づく具体的な取組)	実施主体			進捗状況
			a. 市町単独	b. 連携	c. 広域連合	
f. 地域公共交通	◆公共交通に係る効率的な運体系の確立	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業 鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定及び実施事業 鳥取県中部地域公共交通総合連携計画実証実験事業 	○	○	○	事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施
g. ICTインフラ整備	f-① 交通ネットワーク体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 各種交通手段の連携(自転車→路線バス→自転車等) 超高齢社会に対応した交通手段の確保 				—
h. 交通インフラの整備	g-① ICT利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ICTの利活用による圏域情報の発信力の強化 ICTの利活用による生活支援サービスの充実 				—
i. 地産地消	h-① 道路ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 道路ネットワークの整備 				—
j. 交流・移住促進	◆地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)圏域地産地消推進協議会設置・運営事業 圏域地産地消推進計画策定事業 地産地消拡大事業 学校給食での地産地消の促進 圏域内の地産地消体制の確立(一次加工等の取組) 観光分野、教育分野との連携 	○	○	○	事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 — —
	◆空き家バンクの連携等によるIUU(移住)の促進	<ul style="list-style-type: none"> 空き家情報の連携事業 田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業 移住情報の発信事業 移住・定住の体感活動に関する取組の強化 移住者へのサポート体制の強化 移住者を受け入れる機運の高揚(地域住民の啓発) 	○	○	○	事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 — —
	j-① 交流による賑わいの創出づくり	<ul style="list-style-type: none"> 交流の場や機会の提供(イベントなど) 				—
k. その他の連携(広報)	◆広報活動の連携による広域的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)CATV利活用研究会設置・運営事業 CATV(NCN-TCC)の相互放送の実施 	○			事業予定・実施 —
	k-① 圏域情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> 年代に応じた情報提供手段の確保・充実 				—

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】
①検討中 ②事業予定・実施
③完了 ④保留 ⑤廃止

イ 結びつきやネットワークの強化

付属資料

○ 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンの主な策定経過について

時期	主な経過等の内容
平成 20 年	
12 月 10 日	○ 定住自立圏構想に係る「継続協議団体」の決定（倉吉市）
12 月 26 日	○ 定住自立圏構想推進要綱の制定（総務省）
平成 21 年	
1 月 1 日	○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体の市町村）
1 月 22 日	○ 定住自立圏構想に係る「先行実施団体」の決定（倉吉市）
3 月 9 日	● 中心市宣言の実施（倉吉市）
4 月 1 日	○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体以外の市町村）
12 月 25 日～	
平成 22 年	
～1 月 25 日	○ 定住自立圏形成協定書（案）に対するパブリックコメントの実施
3 月 16 日～23 日	○ 定住自立圏形成協定に係る締結議案の可決（各市町議会）
3 月 31 日	● 定住自立圏形成協定の締結（＝定住自立圏の形成） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）
4 月 1 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の施行
9 月 24 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 1 回：全体会）
11 月 8 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 2 回：交通・移住・情報部会）
11 月 9 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 2 回：産業振興・地産地消部会）
11 月 10 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 2 回：医療・福祉・教育部会）
11 月 24 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 3 回：医療・福祉・教育部会）
11 月 26 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 3 回：産業振興・地産地消部会）
11 月 30 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 3 回：交通・移住・情報部会）
12 月 27 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 4 回：全体会）
平成 23 年	
1 月 21 日～2 月 10 日	○ 定住自立圏共生ビジョン（素案）に対するパブリックコメントの実施 （若者等に対するヒアリングの実施：1/26、2/10）
2 月 18 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 5 回：全体会） （定住自立圏共生ビジョン（案）の決定）
2 月 25 日～3 月 10 日	○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（案）に係る市町の個別協議の実施
3 月 14 日	● 定住自立圏共生ビジョンの策定
4 月 1 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の一部改正
4 月 28 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 1 回：医療部会）
5 月 12 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 2 回：医療部会）
5 月 17 日～20 日	○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施
6 月 17 日～7 月 1 日	○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会）
7 月 7 日	● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（救急医療） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）
7 月 21 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 3 回：全体会）
7 月 22 日～8 月 12 日	○ 定住自立圏共生ビジョン（修正案）に対するパブリックコメントの実施
8 月 24 日～8 月 30 日	○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施
9 月 15 日	● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表
平成 24 年	
1 月 17 日～25 日	○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施
1 月 26 日～2 月 10 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面協議）
3 月 21 日～23 日	○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会）
3 月 26 日	● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（消費生活） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）
3 月 23 日～28 日	○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施
3 月 30 日	● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

平成 23 年 3 月 14 日策定

平成 23 年 9 月 5 日修正

平成 24 年 3 月 30 日修正

■発行：倉吉市

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722

TEL：0858-22-8111 FAX：0858-22-1087

ホームページアドレス：<http://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

■編集：倉吉市 企画振興部総合政策課